

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

総務課
☎47-2112
役場2階 窓口10番

2月23日から農業委員
選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名
簿の縦覧を2月23日(月)から
3月9日(月)までの15日間、
総務課の窓口で行います。

町民課
☎47-2203
税の関係
☎47-2193
役場1階
窓口1番

バイク・軽自動車などの
廃車届けは3月31日まで
軽自動車税は、バイク(原
付)、オートバイ、軽四輪、
小型特殊自動車などを所有
している方に課税される町
税です。
バイクや軽自動車などの

譲渡や廃車により所有しな
くなった場合は、すぐに届
け出をしてください。
3月31日までに譲渡届や
廃車届がない場合は、平成
27年度も軽自動車税が課税
されますので、期限までに
届け出をしましょう。

所得税の確定申告

平成26年分の所得税の確
定申告の相談および申告書
の提出を2月16日(月)から3
月16日(月)まで、北見税務署
および役場町民課で受け付
けます。

申告書は「前年の確定申
告書の控」や「確定申告の
手引」などを参考に「ご自身
で作成し、早めに提出して
ください。
なお、役場町民課で左記
の日程により夜間および閉
庁日の特設窓口を開設しま
す。

○夜間窓口
3月9日(月) 13日(金)
17時30分 ~ 20時30分
○閉庁日窓口
3月14日(土) 15日(日)
10時 ~ 16時

※夜間および閉庁日の特設
窓口は北見税務署では開
設していませんのでご注
意ください。

なお、特設窓口開設期間
は、納税相談および収納窓
口も開設しますので、併せ
てご利用ください。
○問合せ 町民課町民係
自動車の抹消・移転の
登録は3月31日までに

自動車税は、毎年4月1

日現在で運輸支局に登録さ
れている自動車をお持ちの
方に納めていただく道税で
す。

自動車を購入または売却
・譲渡により所有しなく
なった場合は、すぐに運輸
支局で抹消または移転の登
録をしてください。
3月31日までに抹消また
は、移転の登録がされてい
ない場合、平成27年度も自
動車税が課税されますの
で、ご注意ください。

○問合せ
札幌道税事務所自動車税
部(自動車税の課税) ☎
011-746-1119
0・自動車取得税の課税
☎011-746-1195

「電子証明書」
有効期間の確認を
公的個人認証サービスの
電子証明書の有効期間は3

年で、有効期間が満了する
と失効し、国税の電子申告
に使うことができなくなり
ます。
更新の手続きは失効の日
の3か月前から行うことが
できます。すでに失効した
ときは、新しい電子証明書
の申請ができます。

○必要なもの

住民基本台帳カード(住
民基本台帳カードに顔写
真が付いていないとき
は、本人確認のできる顔
写真付きの身分証明書
・運転免許証など)・印鑑
○交付手数料
1通500円

○問合せ
町民課戸籍年金係
福祉課
☎47-5555
総合福祉センター窓口7番

水ぼうそうの
定期予防接種

昨年10月から、水ぼうそ
うの予防接種が定期接種と
なりました。平成26年度に
限り、3歳と4歳(生後36
か月~60か月未満)のお子
さんへの経過措置がありま
す。
まだ、接種されていない
方は、接種期間が平成27年

3月31日までとなっていま
すので、早めに接種して
ください。
○接種方法
3歳と4歳のお子さんは
1回接種
※水ぼうそうの予防接種を
受けた方、水ぼうそうに
かかった方は接種できま
せん。

○実施場所
訓子府クリニック
○接種費用 無料
○問合せ
福祉保健課健康増進係

成人用肺炎球菌の
ワクチン予防接種

昨年10月から、成人用肺
炎球菌ワクチン予防接種が
定期接種となりました。
今年度対象となっている
方で、接種を希望される方

は、接種期間が平成27年3
月31日までとなっています
ので、早めに接種してくだ
さい。
○対象者
平成26年度65・70・75・80・
85・90・95・100歳以
上の方
○受け方
事前に医療機関に予約
し、福祉保健課健康増進
係で予診票をお渡しいた
しますのでご連絡くださ
い。

○接種費用 2,500円
○問合せ
福祉保健課健康増進係

高額医療・高額介護合算
制度のお知らせ

医療保険や介護保険で
は、それぞれ1か月ごとの
自己負担限度額を超えた部
分を高額療養費や高額介護
サービス費として支給して
いますが、さらに自己負担
額を軽減するため、世帯内
で医療と介護の両方を負担
した場合に、1年間の自己
負担額(高額療養費や高額
介護サービス費を差し引い
た自己負担額)の合計額が
この制度の基準額を超える
場合、超えた分が申請によ
り支給されます。

教育委員会管理課
☎47-2122
役場2階 窓口14番

就学にかかる経費を援助
町では、経済的な理由で
就学が困難な児童・生徒を
もつ保護者に対して、就学
にかかる経費を援助してい
ます。

この制度に認定される
と、給食費および修学旅行
費の全額、虫歯などの治療
費の自己負担額の全額、学
用品費・体育用具費の一部
が支給されます。

ご希望の方は、平成27年
3月31日までに印鑑と口座

農地の平成26年賃借料を公表します

10 a 当たり

地域	件数	最高価格	最低価格	平均価格
川北地域	6件	12,000円	4,000円	7,250円
川南地域	20件	14,000円	2,000円	6,925円
訓子府川地域	8件	7,000円	3,000円	5,125円

農業委員会事務局 (☎ 47-2204 役場1階 窓口2番)

平成26年1月から12
月までに農業基盤強化
促進法に基づく、農地
の賃借料を公表します。

番号が分かるものを持参
し、教育委員会管理課へお
申し込みください。
なお、年度途中の申し込
みについても随時受け付け
ています。

東日本大震災で被災された皆様に お見舞いを申し上げます

◇義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日~平成26年12月31日)
町社会福祉協議会窓口で平成27年3月末まで
義援金をお受けしています。

町社会福祉協議会 (☎ 47-3536 総合福祉センター内)

1月21日~2月20日
「北方領土の日特別啓発期間」
2月7日は
「北方領土の日」
です

- ・高齢者ハイヤー利用サービス
- ・路線バス高齢者利用支援

継続利用の申請を

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス
高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は3月

31日までとなっており、既に利用登録をして
いる方には2月中に利用券の申請書を郵送します。
4月以降も引き続きサービスを利用希望の方
は、申請書に記入し企画財政課 (☎ 47-2115
役場2階 窓口12番) まで提出してください。
なお、75歳以上の町民の方で利用登録をして
いない方については、随時申請を受け付けてい
ます。